

徳島県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

中島土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	喜多孝夫	喜多孝夫	阿南市那賀川町中島二四二一
同	西岡俊夫	西岡俊夫	北中島九三
同	福永勝之	福永勝之	七六
同	山岡公明	山岡公明	五五
同	清本正美		中島三一四三
同	前川寿雄	前川寿雄	上福井下ノ川二三〇
同	才見徳博		中島一五五四
同	出口弘幸		八五六 一三
同		橋本 勝	二九二
同		三原敏夫	一三五八一
同		前田孝子	一一〇七二
監事	武智 稔	武智 稔	一四四七
同	大和志郎		北中島三〇一三
同	清野良昭		中島二二七一
同		中田重利	苅屋五四八二
同		清野春代	中島二二七一